

新しい
車両区分

特定小型原動機付 自転車ってなに？

令和5年7月1日から、一定の要件を満たす電動キックボード等は、特定小型原動機付自転車として、新たな交通ルールが適用されます。

Q1 特定小型原動機付自転車とは？

最高速度 **20km/h 以下**

定格出力 **0.6kW 以下**

車体の大きさ 長さ **1.9m 以下** / 幅 **0.6m 以下**

※要件を満たさないものは、車両形状等にかかわらず令和5年7月1日以降も引き続き、その車両区分（一般原動機付自転車又は自動車）に応じた法令の規定が適用されます。 など

Q2 誰が乗れるの？

16歳以上であれば、免許証が無くても乗ることが可能です。

Q3 どこを走れるの？

- ・車道を通行しなければなりません。
- ・自転車道も通行することができます。

Q4 利用するにはどうすれば？

公道を走行するに当たっては、

- ① 車両が道路運送車両の**保安基準**に適合し、
- ② **ナンバープレート**を取り付け、
- ③ **自賠責保険（共済）**に加入しなければなりません。（裏面）

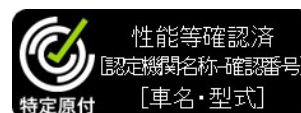
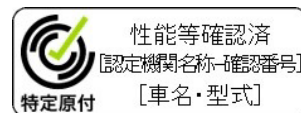
① 保安基準への適合が必要です！

- ・基準を満たしていない場合は公道を走れません。
- ・基準を満たすものには製造時に性能等確認済シールが貼られます。

■主な基準項目



■シールの様式



【性能等確認を受けた車両型式の情報等はこちら】
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr7_000058.html

【シール未装着車両を見つけた場合の情報提供窓口はこちら】
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html>



車両型式情報



情報提供窓口

② ナンバープレートが必要です！

- ・所有者は、市区町村へ軽自動車税の申告をし、ナンバープレートを取り付けてください。
- ・手続の詳細については、申告先の市区町村にお尋ねください。



通常の原付よりも小型化！

③ 自賠責保険（共済）への加入が義務付けられています！

- ・所有者は、加入時に配布されるステッカーをナンバープレートに貼り付けてください。
- ・運行の際は加入時に配布される証明書を携行してください。

【自賠責保険（共済）の詳細はこちら】
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jibaiseiki/about/index.html>



自賠責保険（共済）

交通ルールの詳細はこちら

【警察庁 ウェブサイト 特設ページ】
<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzen/tokuteikogata.html>

